

質問や誤記の多い事項 確認申請書等の記載について

確認申請提出や確認審査報告書の送付に際し、ご確認をお願いします。

建築士、業者、民間確認検査機関向け

	項目	確認内容等
1	郵便番号の誤記について	申請書、概要書、工事届の各記載事項、住所対する郵便番号の整合
2	建築主について	連名の場合、申請書、概要書、工事届共に連名にしてください。
3	工事着手予定日について	申請書、概要書、工事届に記入欄があります。また、確認済証交付以降の日としてください。
4	申請書4面の5. 耐火建築物等の欄にチェックについて	該当するもの全てにチェックをお願いします。耐火構造建築物と特定避難時間倒壊防止建築物のチェックの記入漏れがないか。
5	申請書4面10. イ階別床面積と申請書5面の床面積の整合について	4面、5面で階の床面積が逆になっているなどの誤記について確認をお願いします。
6	申請書3面6. 概要書第2面6. の道路イ. 幅員の記入について	道路幅員に係る容積率を算定するための幅員となります。(書き方参考表をご参照ください。)
7	付近見取図について	印刷の不鮮明や縮尺等により、位置が不明確な場合があります。方位や道路のほか、目標と地物等を明示願います。
8	配置図について	建築基準法施行規則第1条の3の各表に基づき必要事項を明示してください。また、概要書への添付において縮尺等により文字等が小さくなる場合は、別紙の添付等により対応をお願いします。(縮尺については1/100以上にしていただけるようお願いいたします。)
9	配置図に明示すべき事項について	外構、土地の高低、排水の処理経路の記入漏れにご注意ください。また、法第42条第2項道路の幅員については、元道の幅員及びみなし境界線を明示してください。(所沢市の生活道路指導要綱に基づく後退の場合も同様です。)

10	計画変更確認申請における申請書への記載について	必要に応じ、第3面～第6面の備考欄に変更の概要を記入することになっています。記入漏れにご注意ください。
11	工事届について	建築主の電話番号や除却を伴う場合の第四面の記入漏れにご注意ください。 また、第二面6欄は、一の建築物(1棟)ごと(10㎡を超える建築物)にご記入ください。
12	確認審査報告書 (指定確認検査機関)	法令チェックリストにおいて、防火地域、準防火地域の場合の誤記にご注意ください。 (たとえば準防火地域であるが、法第22条第23条にチェックが入っており、法第62条第63条第64条にチェックがないなど)